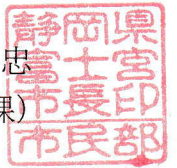


富 陳 第 6 号 の 2
令和元年 12 月 23 日

富士宮地区労働者福祉協議会
会 長 小 林 純 一 様

富士宮市長 須藤秀忠
(市民部・市民生活課)



回 答 書

1 高齢ドライバー事故対策について

(要望事項)

近年、高齢ドライバーのペダルの踏み間違いによる痛ましい事故が連日のようにマスコミで報道されています。県内でも 65 歳以上の高齢者による人身事故は 10 年連続で年間 5,000 件を超え、死者も年間 30 名以上という状況です。政府も「交通安全緊急対策」を閣議決定するなど社会問題として大きく取り上げられており、高齢者の家族からは不安や心配の声が多く寄せられています。

また、小さな子供を持つ世帯からも事故に巻き込まれる可能性を心配する声があがっています。

市民が安心して暮らせ、痛ましい事故が少しでも減らせるよう、ペダルの踏み間違い防止等、高齢者の安全運転を支える対策推進の為「加速抑制装置の普及と補助制度」「子どもの安全確保の為に通学路へのガードレール等の設置」を要望します。

(回答)「加速抑制装置の普及と補助制度」について

加速抑制装置は、運転手がアクセルとブレーキを踏み間違えた時に、アクセルのセンサーを制御し、踏み間違いによる急発進を抑制するもので、高齢ドライバーの交通事故対策の観点から有効であると認識しております。

現在、国において、後付けの加速抑制装置の認定基準を整備すべく検討が進められているところです。

また、加速抑制装置の設置補助につきましては、東京都や兵庫県、豊田市などの自治体で既に実施しておりますが、まだ全国的には少なく、静岡県や県内の市町では実施しておりません。

これらのことから、加速抑制装置の普及と補助制度の実施については、引き続き、国や他自治体の動向に注視しながら研究・検討してまいります。

※回答への問合せ先は 市民生活課 交通対策室 電話 22-1152 です。

(回答)「子どもの安全確保の為に通学路へのガードレール等の設置」について

平成 24 年度から市内の小中学校を対象に通学路の合同点検を実施してきたところですが、本年 5 月に滋賀県大津市で保育園児らが巻き込まれる痛ましい交通事故が起きたことを受け、今年度から未就学児（幼稚園・保育園等）が日常的に移動する経路の緊急安全点検を行っています。

また、大津市での当該交通事故以来、地域の区長様を始め、多くの市民の皆さんから歩行者の安全対策の御意見を頂いております。

道路の形状により、ガードレール・転落防止柵・ラバーポール・外側線・カーブミラーなど対策可能な方法は様々ですが、関係機関で連携し、今後より一層安全点検及び道路安全施設の整備に努めてまいります。

※回答への問合せ先は 道路課 調査修繕係 電話 22-1240 です。

2 放課後児童クラブの時間延長について

(要望事項)

富士宮市では「生んでよし・育ててよし」のまちづくりを目指す上で放課後児童クラブ事業を計画的に整備していただいておりますが、現在富士宮市の放課後児童クラブは 31 施設あり、そのうち 21 施設が 18 時までの利用となっています。女性活躍が推進される中、共働き世帯の増加や核家族化により放課後児童クラブを利用する家庭も増えており、有料であっても開設時間の延長を希望する声があがっています。

一方で 18 時半まで利用可能な施設が 4 施設、19 時まで利用可能な施設が 6 施設あり、施設で働く方の負担にはなっていますが、放課後児童クラブ利用者が公平に安心して利用できるよう、全ての施設の開設時間を有料制での検討も含め 19 時まで延長いただけるよう要望します。

(回答)

市内の放課後児童クラブは、市と各地域(育成会)等との間で放課後児童健全育成事業についての委託契約を締結して実施する、いわゆる公設民営の形で運営されています。

開設時間・利用料等に関しては、クラブの運営状況や当該地域での需要など、様々な事情を考慮した上で各クラブで定められているところです。

しかし、各クラブにより定められた開設時間では、保護者が子どもを迎えに行くことができないといった状況も、実際にはあるものと考えられます。そのような場合は、各クラブにおいて保護者からの相談に応じることにより、児童への個別の対応について検討することなども十分に考えられますので、児童クラブの利用に関す

る御相談や御不明な点がございましたら、お気軽に各クラブへお問合せいただきたいと思います。

貴協議会からの御要望につきましては、当課から放課後児童クラブの連絡会（代表者会）や実地検査の際に、各クラブへお伝えします。

当課では、児童クラブの利用に関する御相談やお問合せについて随時受け付けており、各クラブとの連携を図っています。こちらも含めて御案内いただければと思います。

※回答への問合せ先は 子ども未来課 子育て支援係 電話 22-1146 です。

3 スポーツ促進のためのグラウンド整備

（要望事項）

静岡県では「スポーツに親しみ技量を高める環境づくり」をスローガンに掲げ、人々が心身の健康をもたらし、生活に潤いや活力を与えるスポーツの振興に取り組んでおり、富士宮市でも各種スポーツイベントやスポーツ教室等が開催されています。

一方で近隣の人口 10 万人以上の市町には自治体が管理する人口芝のグラウンドが整備されていますが、富士宮市民が利用可能なグラウンドには人工芝のグラウンドがありません。

大きなグラウンドとしては外神グラウンドがありますが、砂地のグラウンドの為サッカー等の試合では土埃等もあり環境面では決して恵まれているとは言えません。

スポーツに親しみ技量を高められる環境整備やスポーツを通じた交流の促進・様々な大会を富士宮市に誘致できるよう外神グラウンドの人工芝への整備をご検討願います。

（回答）

市では、本市の今後の人口の推移や財政規模を考慮しつつ、10 年間の体育施設の整備内容や時期、費用等の中長期的な計画である、スポーツ施設のストック適正化計画を策定しております。この計画の中でスポーツニーズを把握し、既存スポーツ施設について競技種類別に見直しを行っております。

外神スポーツ広場は、土のグラウンドのため、ハンドボールやソフトボール、サッカー等多目的に使用することができ、多くの方が利用している施設であることから、人工芝へ整備することによって利用内容が制限されないかどうか等を含め検討してまいります。

今後もより多くの市民がスポーツを楽しめる施設になるように関係団体の意見を聞きながら、スポーツ施設のストック適正化計画の中で最適な施設整備を考えて

いきますので、御理解をお願いいたします。

※回答への問合せ先は スポーツ振興課 施設係 電話 22-1189 です。

4 利子補給制度募集枠の拡大について

(要望事項)

富士宮市が取り組む、誰もが安心して暮らすことができる「住んでよし」のまちづくりに向け、現行の住宅ローン利子補給制度は、労働者が市内に住宅を確保し、安定的に生活する労働者福祉の向上に大きな役割を果たしています。

本利子補給制度は、4月から多くの申込みがあり、2か月程度で募集枠がいっぱいになってしまうため、より多くの方が市内に家を建て、結婚・出産・子育て等の希望を実現できるよう、現行利子補給募集枠の拡大を要望します。

(回答)

住宅を建てることは、多くの人に関心を持っていることであり、労働者の良好な生活環境の確保は、市としても「住んでよし」を実現するために重要な課題と考えています。また、市内で働き、子どもを生み、育てることができるまちづくりにも同時に取り組む中で、住宅ローン利子補給制度が持つ役割や、労働者からのニーズが高いことについても認識しております。

しかし、御要望の利子補給募集枠の拡大については、市が実施している他の施策や市域の金融機関とのバランスを考慮する必要があるため、まずは、状況の把握を行い、総合的に判断していきたいと考えていますので御理解ください。

※回答への問合せ先は 商工振興課 工業振興・労政係 電話 22-1154 です。